



## ワイワイ楽しくしゃべり場！ 第2弾

# 教材と向き合う時間が大切

今年度、第2弾のしゃべり場として、「物語文の教材研究と指導」を松本喜久夫さんを講師に学習を深めました(11月27日、西大阪支部青年部主催)。5年生教材である「注文の多い料理店」を中心に、物語文の教材研究の進め方、指導の仕方などについて教えていただきました。大切なことは、まず、物語がどの視点で、誰の視点で書かれているかをつかむことで、発問の内容も変わってくるということでした。

次に、作者(宮沢賢治)の生い立ちやその時代の背景について知ることでした。大正や昭和の初めの時代に親しみのない私たちは、どうしても作者の書いた一言が理解できず通り過ぎてしまいがちです。しかし、宮沢賢治が生きた時代や考

### 府から市 権限移譲

## 労働条件改善反対 市の制度改善必要

府から市への事務権限移譲による労働条件改善を許さないため、大阪市教本部と女性部は、労働条件や母性保護制度の違いを検討しています。基本的に現在の労働条件の切り下げに反対し闘います。

①市の病欠休暇は当初3日が無給、時間単位も不可。インフルエンザで3日病休したら、給料カット、ボーナスも減りもひどい制度でせめて府並みの制度に戻すべき。

②市は産前産後休暇8週+8週が通算ではなく規則どおりに決定。「学期末までがんばって保護者懇談を済ませて産休に入る」とは認めず、懇談直前でも産休に入るとなれば学校は混乱する。しかも代替講師が決まらない学校が多数。

③妊娠障害休暇は府が14日、市は7日。立ち仕事で体調が悪くても横になれず、給食指導は気分が悪くても我慢。階段の上り下りもこともと一緒に食缶を運ぶなど負担が大いから

切迫流産など異常出産が多い。府の制度を維持すべき。

④妊娠中の負担軽減の制度は絶対に必要。職場の人員配置(時間講師等)が必要。体育授業やプール指導、保健指導などの母体を危険から守るための大事な制度。

⑤子どもの看護休暇は府が中学校就学前まで、市は小学校3年生までで病院の受診領収書などが必要。

⑥短期介護休暇は市には「2週間以上」にわたり日常生活を営むのに支障がある者」という条件があり、要介護者の状態がわかる書類が必要。病院に付き添う時など利用しにくい。女性教職員が安心して出産し、働き続けられる条件整備を大阪府に要求していきます。

### たんぽぽ

### だより

12月

11月の青年部の活動として、『青年アクション』を行いました。6弾にわたって行いましたが、多くの青年が集まりました。そこでは、私たちの要求実現に向けての取り組みについて相談した

り、大阪市の教育の現状について学んだりしました。話していく中で、学べば力、話せば広がるということを広げて感じられる機会になりました。

また、23日には、講師の小松た



府労組連は11月24日団体交渉を行い、府より「現行条例に基づき期末・勤勉手当を12月10日に支給する」、「人事委員会勧告の扱いについては、府財政状況等精査中で結論に至っていない。引き続き協議」との回答がありました。月例給1・55%、一時金0・1月引上げ勧告を最低限実施することを求め闘争を継続します。

### 貸金確定

### 闘争継続

### 一時金12月10日支給

「児童・生徒の皆さんが『してはいけないこと』と『学校等が行う措置』の一覧表(案)

学習の時に	他の子に対して	先生に対して	社会のルールとして	学校等が行う措置
I 学校をずる休みする。授業に遅れる。授業をさぼる。	いやがることを言う。ことばやくさでからかう、ひやかす。無視する。物をかかって使う。	いやがることを言う。ことばやくさでからかう、ひやかす。無視をして指導を聞かない。	自分の机等に落書きする。教室や学校のものにかけて使う。教室や学校の施設にいたずらをする。	その場で注意。別室における個別指導および家庭連絡。奉仕活動または学習課題。
II 授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっかいをかけるなど、授業のじゃまをする。授業をさぼり校内でたむろする。	仲間はずれるする。悪口、かけ口を言う。こわがるようなことをしたり言ったりする。物をかくす。	悪口、かけ口を言う。バカにしたようなことをしたり言ったりする。こわがるようなことをしたり言ったりする。	教室や学校のものをごわす。夜中に家から出歩き徘徊する(大阪府青少年健全育成条例による)。トランプなどで少額のかけごとをする。	別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡。数日間の奉仕活動または学習課題。
III 授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする。テストのじゃまをする。学校をさぼり地域でたむろする。	おどすようなことをしたり言ったりする。いやがることを無理やりさせる、力づくです。押す、突き飛ばす、ぶつかると、プロレス技をかけるなど暴力をふるう。物をこわす、すてる。	おどすようなことをしたり言ったりする。押す、突き飛ばす、ぶつかると暴力をふるう。	大規模な器物破損。窃盗行為。掛け金が多額であったりメンバーを強要したりするなど悪質な賭けごと。万引き・飲酒・喫煙。無免許運転。危険物(刃物)の所持。違法薬物の所持・使用。販売行為。薬物の乱用。窃盗行為・痴漢行為。放火・強制わいせつ。強盗。	一定期間の別室による個別指導および学習指導。状況によっては個別指導教室を活用した指導。警察へ相談し、関係機関(警察・少年サポートセンター・子ども相談センターなど)と連携した指導。
IV	殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう。ケガをさせる。万引きや他人への暴力を強要する。金品をうばう、盗む、たかる。	殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう。ケガをさせる。		教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導。警察へ通報し関係機関(警察・少年サポートセンター・子ども相談センターなど)と連携した指導。
V	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	極めて重い暴力・傷害行為		警察、こども相談センター、児童自立支援施設等における対応。

## 子どもを脅し 保護者に不信

### 混乱持ち込む「学校安心ルール」

大阪府教育委員会は11月17日、「学校安心ルール」の「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と『学校等が行う措置』(案)を決めました。1〜3月に学校で検討し、来年度の1学期から試行し、意見聴取の後教育委員会会議で議決(7月頃)。2学期から本格実施するとしています。

「学校安心ルール」で約束された「学校が行う措置」が実施されないと思われるときは、下記担当へお知らせください。「指導部の電話番号を掲載し保護者に通報を求めたい。」と厳罰主義で子ども

を縛り、「排除」、「隔離」する個別指導教室は、「有形力の行使を認めるべき」と考える橋下市長が「別の対処法」として考えたものとの指摘がありました。『聞いたことがない』として読んでいる。と読

売新聞が報じ、朝日新聞は社説で「なぜ、保護者に監視させるような仕組みをつくるのか」と書きました。が、学校教職員と子ども・保護者との間に分断を持ち込み、不信が広がりが、学校が混乱することは明らか。テストで子どもを追いつける競争主義の教育をやめ、30人以下学級、教職員増こそ求められています。